

知っておきたい / 介護保険

ー 4月から要支援のサービスが変わりますー



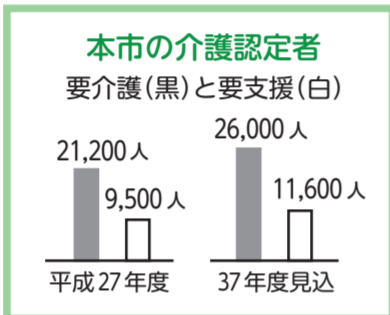
問い合わせ先 介護保険制度 介護保険課 ☎216-1277 (FAX219-4559) 総合事業 長寿支援課 ☎216-1186 (FAX224-1539) 介護予防 保健予防課 ☎803-6927 (FAX803-7026)

1 はじめに

高齢化や核家族化が進む中、高齢者の介護を社会全体で支える介護保険は、保険料と国・県・市の公費で成り立っています。介護が必要な状態になったとき、できる限り自立した生活を送るために、程度に応じたさまざまなサービスを利用できます。現在、本市では約3万人が介護認定を受けており、今後も利用者が増え続けることが見込まれます。



よく聞くけど 介護保険って？



補足 3万人は制度開始時(平成12年度)の約3倍です

介護で困ったときは、長寿あんしん相談センターにご相談を

市内17カ所の長寿あんしん相談センターでは、保健師やケアマネジャーなどが相談に応じています。家族の介護で困ったときなど、なんでも相談してください。



生活支援コーディネーター 田島さん(社会福祉士)

長寿あんしん相談センター
(地域包括支援センター)
【本部】☎813-1040 (FAX813-1041)



気軽に相談できるのね。

2 対象者は？

サービスの対象者

65歳以上の人は原因を問わず、40歳から64歳までの医療保険に入っている人は初老期の認知症などによる特定の病気、
・介護が必要な状態(寝たきり・認知症など)や
・支援が必要な状態(日常生活の手助けが必要)になったとき

保険料の負担

40歳以上の全員
補足 65歳以上は原則年金からの特別徴収(天引き)です
40歳~64歳は医療保険の保険料と一緒に納めます

サービスを利用するには、右のとおり介護認定の手続きが必要です。



市役所(本庁・支所)の介護保険窓口で申請

対象者との面接や主治医の意見を基に審査

認定結果の通知



補足 原則として申請から30日以内に認定結果が通知されます

4 「総合事業」が4月からスタートします

要支援の人が利用できる介護予防サービスのうち、訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)が4月から「総合事業」(=介護予防・日常生活支援総合事業)に変わります。

「総合事業」は、多様なサービスを提供し、さらに効果的・効率的に介護予防を進めようとするものです。具体的な内容は以下のとおりです。※ここでは総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」を紹介します



今までと何が違うのですか？



「総合事業」のポイントは、今までよりも利用できるサービスの種類が増えることです(下表)。今までと同じサービスをそのまま利用することもできますよ。

要介護の人も関係ありますか？



「総合事業」は介護予防のサービスなので、主に要支援の人が対象です。要介護の人は対象ではありません。

サービス名	訪問型サービス			通所型サービス			
	予防型訪問介護	生活支援型訪問介護	訪問型個別支援	予防型通所介護	ミニデイ型通所介護	運動型通所介護	口腔機能向上・栄養改善
内容	居宅での身体介護と生活援助	居宅での生活援助	閉じこもりの人などへの訪問による支援	通所施設での運動・食事など(日帰り)	通所施設での運動など(約3時間)	運動機能の向上支援(約2時間)	口腔や栄養の個別支援
利用者負担額(1割)の例	週1回利用 1,168円/月	週1回利用 923円/月	無料	要支援1は1,647円/月 ※食費は別途必要	要支援1は1,296円/月 ※食費は別途必要	337円/回	口腔450円/回 栄養370円/回
ポイント	現行と同じサービス	身体介護を含まない生活援助のみのサービス	訪問で相談を受けるサービス	現行と同じサービス	短時間でのデイサービス	機能訓練に特化したサービス	口の機能の訓練や食事指導のサービス

お勧めの選び方はありますか？



例えば、現在、訪問介護(ホームヘルプ)を利用している人で、身体介護(入浴などの介助)は必要でないときは、生活援助(調理などの支援)のみの「生活支援型訪問介護」に変更するなど、自分に合ったサービスを選ぶことができますよ。

今すぐ手続きが必要ですか？



現在、介護予防サービスを利用している要支援の人には、長寿あんしん相談センターの職員が要支援認定の有効期間の更新前に個別にご案内します。それよりも早く「総合事業」のサービスを利用したいときは、長寿あんしん相談センターにご相談ください。

補足 すでに要支援の認定を受けている人が上の表のサービスのみを利用するときは、介護認定の更新手続きではなく、より簡単な手続きを選ぶことができます

3 どんなサービスがあるの？

介護保険のサービスは、主に在宅サービスと施設サービスがあります。※ここでは在宅サービスを紹介します

在宅サービス(主なもの)

①訪問介護(ホームヘルプ)



居宅での身体介護(入浴・排せつなどの介助)と生活援助(調理・洗濯などの支援)

②通所介護(デイサービス)



通所介護施設での食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上の支援(日帰り)

③短期入所生活・療養介護(ショートステイ)



介護老人福祉施設などに短期間入所

④福祉用具貸与や住宅改修費支給



歩行器などの福祉用具の貸与、手すり設置などの住宅改修費の支給

要介護1~5

居宅介護支援事業者のケアマネジャーが作成したケアプランに従って、右の介護サービスを利用します

要支援1・2

長寿あんしん相談センターの保健師などが作成した介護予防ケアプランに従って、右の介護予防サービスを利用します

サービスの利用者負担(原則)

- ・利用者負担は1割か2割
- ・認定区分ごとに限度額あり(超過分は自己負担)



特別養護老人ホームへの入所などの施設サービスは直接施設に申し込んでください。市ホームページも参考にしてくださいね。



5 できるだけ介護を必要としないために

皆さんが健やかに生活し、介護が必要な状態にならないように予防することも大切です。予防の方法はさまざまですが、保健所が行っている取り組みを紹介します。※ここでは総合事業の「一般介護予防事業」を紹介します



～いきがいを持って、生涯現役！～
介護予防のため、毎日コツコツ運動する習慣と、バランスの良い食事、やせすぎ・肥満防止を心掛けましょう。また、家に閉じこもらず、外で人とふれあったり、社会に参加したりすることで、いきがいことができ、「生涯現役」につながります。保健所では体操や講座、相談など、皆さんの健康づくりを応援しています(右表)。介護認定の有無にかかわらず65歳以上の全ての人を対象で、各保健センターや保健福祉課で無料で実施しています。詳しくは保健予防課にお問い合わせください。



保健予防課 保健師 吉村主査

住民主体の通いの場	住民の皆さんが主体的に毎週活動する集まり。体操などによる健康づくりを実施
お達者クラブ	介護予防で元気な仲間をつくる集まり。体操や健康講座などを実施
健康教育	認知症予防やロコモ予防などの健康教室
健康相談	医師・保健師・栄養士による、介護予防や心身の健康に関する個別相談

News! 新しい体操ができました!

介護予防などを目的に、住民主体の通いの場で取り組む新しい体操がこのたび完成しました。3月9日開催の「介護予防で元気アップ体操講習会」で初披露します。詳しくは19面をご覧ください

